

明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。)に定めるところによる。

(一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積に係る基準)

第4条 一般型乳児等通園支援事業所(設備運営基準第21条に規定する一般型乳児等通園支援事業所をいう。)の乳児室の面積に係る基準は、乳児又は同条第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

(乳児等通園支援事業所の職員に関する基準)

第5条 設備運営基準第22条第1項を適用する場合においては、同項中「保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」とあるのは、「保育士」とする。

2 設備運営基準第22条第2項を適用する場合においては、同項中「とし、そのうち半数以上は保育士とする」とあるのは、「とする」とする。

3 設備運営基準第22条第3項第1号を適用する場合においては、同号中「当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援」とあるのは、「当該保育所等の保育士による支援」とする。

4 設備運営基準第22条第3項第2号を適用する場合においては、同号中「かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる」とあるのは、「当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受け、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき」とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第6条 余裕活用型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第25条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 保育所 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月26日条例第44号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）

（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年3月27日条例第1号）に定める基準

（3） 幼保連携型認定こども園 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月26日条例第45号）に定める基準

（4） 家庭的保育事業等を行う事業所 明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月26日条例第31号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（電磁的記録）

第7条 乳児等通園支援事業者（設備運営基準第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。）及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（設備運営基準第27条に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

（施行の細目）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準その他の認可の基準を定めるため、明石市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。